	質問	回答
1	申込に必要な書類は何ですか?	提出書類は以下のとおりです。 (1) 吹田市保育人材確保給付金交付申請書兼請求書(様式第1号) (2) 吹田市保育人材確保給付金雇用証明書(様式第2号)
		※雇用主に証明いただく様式です。 (3) 保育士証の写し(無い方は幼稚園教諭免許状の写し)
		※氏名を変更された方は変更後のものの提出が必須です。※これまでに同給付金の申請等をおこなったことがある方で、記載内容に変更がない場合は提出不要です。
		(4) 【吹田市外在住の方のみ】本人確認書類(※)の写し ※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票、 パスポート等の公的な書類
		(5) 振込口座の口座番号及び口座名義人が確認できる書類(※) ※通帳やキャッシュカードの写し、インターネットバンキング画面の写し等 ※これまでに同給付金の申請等をおこなったことがある方で、振込口座に 変更がない場合は提出不要です。
		(1) (2) は、申請毎に提出必須です。(3)は、初めて同給付金の申請等をする場合は提出必須です。(4)は、吹田市外在住の場合のみ必須です。提出必須の書類については、添付漏れがある場合受付ができませんので、充分ご確認のうえ提出してください。また、「提出物チェックリスト」をご用意しておりますのでご活用ください。
2	非正規雇用(パートタイム労働者)も給付の 対象になりますか?	雇用勤務形態について、「直接雇用」、「常勤(1日6時間以上かつ月20日以上)」の条件を満たす場合は、 非正規雇用の方も給付対象となります 。
3	5年以上前から同じ施設で勤務しています。 元々パートタイム(1日6時間未満)勤務で したが、今年4月からフルタイム(1日6時 間以上かつ月20日以上)勤務に変更しまし	本制度上の雇用期間は、 雇用契約の開始日から起算 します。そのため、現在の雇用 契約が勤務条件の変更に伴い 新しく締結されたものであるかどうか によって雇用期 間が異なります。
	た。この場合は給付対象になりますか?	今回のケースでは、フルタイム勤務となったタイミングで新たな雇用契約を結び直した場合は給付対象となります(今年4月から雇用期間を算定)が、同じ雇用契約を継続したまま勤務内容の変更のみを行った場合は給付対象外となります(当初の契約日から5年以上経過しているため)。 現在の雇用契約について、雇用開始日等が不明な場合は、必ず勤務施設に確認のうえ申請してください。
4	現在勤務している施設で、過去に一度勤務経験があります(一度退職し、同じ施設に再度就職した)。この場合、給付対象になりますか?また、雇用期間はどうなりますか?	雇用期間は「 現在の雇用契約の開始日」から起算 するため、再就職時点からの期間となります。 ただし、 <u>令和5年2月以降に常勤保育士等で退職された場合、再就職後も給付対象外</u> となりますのでご注意ください。
5	令和5年4月1日に、吹田市内の別の施設 (支給対象施設)から現在の勤務先に再就職 (転職)しました。以前の職場では1年間し か勤務していなかったため、これを合算して も職歴は5年未満です。 この場合は給付対象になりますか?	前職がある方については、「以前の職歴として、 令和5年2月以降 に <u>市内</u> の教育・保育施設や本市が実施する子育て支援事業において保育士等(常勤・直接雇用 ※特例により保育士・保育教諭とみなされる場合を除く)としての勤務経験がないこと」を対象要件としています。 上記に該当する場合は、 以前の職歴の年数に関わらず給付対象外 となります。
6		再就職(転職)以前の勤務経験について、給付対象外となるのは、「吹田市内の教育・保育施設や本市が実施する子育て支援事業において、保育士等として 常勤(1日6時間以上かつ月20日以上)かつ直接雇用されていた」場合のみとなります。よって、再就職(転職)経験があっても、1日6時間未満での勤務であった場合や派遣労働者であった場合は給付対象外とはなりません。

7	他市の施設から令和5年4月に吹田市内の対象施設に再就職(転職)しました。以前の施設では5年以上勤務していましたが、給付対象になりますか?	給付対象外となる勤務経験の条件は、吹田市内の教育・保育施設や本市が実施する 子育て支援事業における勤務経験のみとなります。よって、他市施設からの再就職 (転職)の場合は、勤務の期間や条件等に関わらず給付対象外となる勤務経験には 含まれないため、給付対象となります。 ただし、他市であっても同法人内施設からの異動の場合は取扱いが異なりますの で、ご注意ください。
8	同法人内の他市施設から令和5年4月に異動 しました。以前の施設では5年以上勤務して いましたが、給付対象になりますか?	同法人内での人事異動の場合、雇用期間は 当初の(異動前の施設での)雇用開始日 から起算します。当初の雇用開始からの期間が5年以上である場合は給付対象外となります。
9	先月より産休・育休に入りました。申請基準日(4/1または10/1)時点では休業していますが、休業前の対象期間の申請は可能ですか?	可能です。対象期間は、上半期(4/1~9/30)及び下半期(10/1~3/31)に分かれており、それぞれの期間ごとに手続が必要です。申請漏れがないようご注意ください。 なお、申請基準日時点で対象施設での雇用契約が終了している場合(退職や対象外施設への異動等)は給付対象外となります。
10	6/20から産休に入り、現在育休中です。来年の7月20日まで育休を取得予定ですが、給付対象となる期間を教えてください。また、今年の6月時点で雇用期間が2年3カ月目となりますが、復職後の雇用期間は何年目単価になりますか?	休業取得日数が 月の半数以下 の場合、当該月は 給付対象期間 に算入します。また、休業により給付対象外となった期間は 雇用期間の算定に含めない ため、復職されたタイミングから雇用期間のカウントを再開します。 今回のケースでは、産前・産後休業前の6月は給付対象期間となります(6月の休業期間が「6/20~6/30」となり、月の半数以下であるため)が、復職月の翌年7月は給付対象期間にはなりません(7月の休業期間が「7/1~7/19」となり、月の半数以上休業しているため)。 そのため、当該年の上半期は「4月、5月、6月」、翌年の上半期は「8月、9月」が申請対象月となります。また、休業により給付対象外となる期間は「7月~翌年7月」となるため、復職後の給付対象開始月となる翌年8月は「2年4か月目」となり、引き続き3年目単価が適用されます。
11	雇用開始日が4/15の場合、何月から給付対象 になりますか?	雇用開始日が月途中の場合、雇用期間はその翌月から算定します。 今回のケースでは、5月から給付対象となり、当該年の5月から翌年の4月までが 1年目単価となります。
12	保育士証の氏名について、氏名変更の手続きをしていますが、手続きに時間がかかり申請期間に提出が間に合いません。どうすればいいですか?	一旦、氏名変更前の保育士証の写しと、氏名変更が確認できる書類の写し(※)を ご準備いただき、そのほかの必要書類と併せて提出してください。その際に、「氏 名変更後の写しの提出が遅れる」という旨を知らせるメモを添付してください(様 式は問いません)。氏名変更後の保育士証については、届き次第追ってご提出くだ さい(保育士証の写しのみの提出で構いません)。氏名変更後の保育士証の内容が 確認でき次第、正式な受付とさせていただきます。 (※) 戸籍謄(抄) 本や戸籍全部(個人) 事項証明書、住民票の写し(履歴が記載されており氏名の変 更が確認できるもの)、運転免許証やマイナンバーカード(記載事項変更手続きにより旧姓及び変更後 の氏名が確認できるもの)等
13	申込書類を提出後、申請内容に変更が生じました。どのように手続きすればいいですか?	「吹田市保育人材確保給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)」の記載内容に変更が生じた場合は、お手数ですが変更後の内容にて再度作成していただく必要があります。以下の書類をご準備いただき速やかに申告してください。なお、変更内容によっては正しく振込ができない場合等がございますので、変更がわかり次第、事前に担当までご連絡いただきますようお願いいたします。 (1) 吹田市保育人材確保給付金交付申請書兼請求書(様式第1号) ※変更後の内容で再作成いただいたもの。 (2) 吹田市保育人材確保給付金状況変更届 ※必要事項をご記入のうえご提出ください。 (3) 変更内容が確認できる書類 ※(例) 住所変更の場合:住民票の写しや運転免許証の写し等(新住所がわかるもの)振込口座の変更の場合:通帳やキャッシュカードの写し等